

監査法人退職者向け手引

本手引は監査法人退職者が見落としがちな情報をピックアップしてまとめたものです。

詳細については当協会の各種ウェブページや会則、規則等をご参照ください。

少しでも皆様のお役に立つものとしてご利用いただければ幸いです。

◆目次◆

1. 日本公認会計士協会への登録事項等の変更について
 <日本公認会計士協会付与のメールアドレスについて>
2. 日本公認会計士協会への会費納入について
3. CPD について
4. 日本公認会計士協会の部会、ネットワーク等について
5. 地域会について
6. 公認会計士求人情報について
7. 公認会計士協同組合について
8. 退職後の年金について
9. 登録抹消を考えておられる方へ

1. 日本公認会計士協会への登録事項等の変更について

- ・ 事務所又は自宅等、皆様の登録事項及び届出事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更登録申請書の提出や変更届出を行ってください。登録事項等に変更が生じているにもかかわらず、変更手続を行わないときは、会則第 31 条に該当するものとし、会報等をもって公示する対象にもなりますのでご注意ください。
- ・ また、2023 年 4 月 1 日施行の公認会計士法改正に伴い、登録事項へ「勤務先」が拡充され、「監査事務所以外の会社その他の者に勤務しているとき」、又は「その役員若しくはこれに準ずる者であるとき」は、その名称及び所在地等を登録することとなっております。
- ・ 登録事項のほか、学歴、公認会計士以外の資格、海外在留歴等の事項を当協会に届け出る必要があります。
- ・ さらに、組織内会計士^{※1}等に該当する方^{※2}につきましては、常勤・非常勤を問わず、勤務先を「会社等」として届け出る必要もあります。

^{※1} 会員及び準会員のうち、会員等のうち会社その他の法人（監査法人、税理士法人及び倫理規則に規定する「ネットワーク・ファーム」に該当する法人を除く。）又は行政機関に雇用され、又はその業務に従事している者（役員（株式会社の社外取締役及び社外監査役並びに投資法人の監督役員を除く。）に就任している者を含む。）をいいます。

^{※2} 会員登録名簿等の届出の対象となる勤務先は、全ての会社等（弁護士等の個人事務所等を含む）に、また、従事形態は非常勤を含みます。また、組織内会計士から除かれる「税理士法人に雇用され、又は従事している者」や、「株式会社の社外取締役及び社外監査役」も含まれます。

▼登録情報の確認・変更はこちら（会員マイページ^{※3}）

https://www.hp.jicpa.or.jp/portal/private/index_open.jsp?mode=new



^{※3} 会員ログインのためのユーザーID、パスワードを忘れた方へ

- ユーザーID は、登録番号（CPE 研修カードの登録番号と同じ）です。
- パスワードは、ウェブサイト上からご自身で再発行可能です。

- ・ 監査法人所属時に、協会付与メールアドレスの転送先に監査法人のメールアドレスを登録している場合、退職すると当該メールアドレスが使えなくなりますので、転送メールアドレスの変更を忘れずに行ってください。詳細は、後述の「日本公認会計士協会付与のメールアドレスについて」をご参照ください。

<日本公認会計士協会付与のメールアドレスについて>

- ・ 会員、準会員の方には、当協会からメールアドレスが付与されています。
 - 協会付与メールの設定は、会員マイページの「各種設定」より行うことができます。
 - メールアカウント（「@」から左の部分）について、自由に変更できます。
 - ご自身のメールアドレスへ転送設定することにより、協会付与メールアドレス宛のメールを受信することが可能となります。
 - outlook 等のメールソフトで設定していただくことにより、当該メールソフトでの送受信も可能です。
 - 会員マイページの「メール受信設定の変更」から、当協会が配信する各種メールの受信設定を行うことができます。
- ・ 当協会からのメール連絡は、通常、協会付与メールアドレス宛に送付しますので、転送設定等が未了の場合、当協会からのメールによる連絡が届かなくなりますのでご注意ください（研修案内のメールや、会員マイページ「メール受信設定の変更」で希望した各種メールも届きません。）。

2. 日本公認会計士協会への会費納入について

- ・ 監査法人所属時には、法人が会費の支払い手続きを行うケースが多く忘れてしまいがちですが、退職されるとご自身で支払い手続きを行っていただくことになります。会費の請求書が届きましたら速やかにお支払いください。会費滞納は会則違反（会則第 197 条）で処分の対象になりますのでご注意ください。
- ・ 会費は普通会費月額 6,000 円（準会員 1,500 円）＋地域会会費（東京会の場合は月額 3,500 円（準会員 600 円）ですが、地域会によって異なります。）となります。
- ・ 会費の納付状況のご確認やクレジットカード等による会費自動引落し手続については、会員マイページをご確認ください。
- ・ 事業会社に勤務する等により「公認会計士としての業務^{※4}」を行わない会員や、その他一定の事由に該当する会員については、会費の減額申請ができます。申請を行う場合には減額対象か否かを今一度ご確認ください。申請書等の必要書類を各地域会にご提出ください。

^{※4} 公認会計士法第 2 条で規定する業務のほか、公認会計士となる資格を持って登録できる他の職業的専門家（税理士等）としての業務を含みます（所属企業等に対し内部監査業務や税務業務を提供することは、これに該当しません）。

▼会費減免制度の詳細、申請方法、申請書類等はこちら

https://jicpa.or.jp/n_member/download/membershipdues/



3. CPD について

- ・ 監査法人所属時には、法人により CPD の必須単位数・単位種別を考慮した研修が提供されるケースが多いため、法人の研修を満たしていれば基本的には CPD の義務達成ができると思います。しかし、法人退職後はご自身で CPD の履修状況を管理し、必要単位数を取得する必要があります。CPD 義務不履行は会則違反（会則第 128 条）で処分の対象になりますのでご注意ください。

3－1. 免除・軽減制度について

- ・ CPD 制度には、下記のような事由により 1 事業年度を通じて又は 1 事業年度のうち相当の期間、公認会計士としての業務を行わない又は行わないと見込まれる場合、必要単位数の免除・軽減の措置があります。なお、免除・軽減については、毎年申請が必要ですのでご注意ください。

- 出産、育児又は介護のため休業する場合や、負傷又は疾病のために療養する場合
- 配偶者の海外赴任に同行し休職または休業する場合

なお、以下の事由の場合、20 単位上限の軽減のみ申請可能です。

- 一般事業会社若しくは国又は地方公共団体に常時勤務する場合
- 国会議員又は地方公共団体の議会の議員である場合
- 大学教員としての職務に専念する場合
- 所得税法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する非居住者である場合

3－2. 単位取得方法について

- ・ CPD 単位を取得するには下記のような方法があります。履修単位数は、集合研修の場合は原則として 30 分 0.5 単位ですが、当協会の委員会等への出席（1 回の出席ごとに 1 単位、年間上限 10 単位）、専門図書等による自己学習（1 時間で 0.5 単位）等、履修方法により単位数の計算が異なります。なお、当協会主催の集合研修や e ラーニング等以外につきましては、履修単位について自己申告が必要となりますので、ご注意ください。

- 当協会（本部・地域会等）主催の集合研修への出席
- CPD ONLINE の e ラーニング/CD-ROM による学習
- 他団体（税理士会等）主催の集合研修への出席
- CPD 指定記事や専門図書等による自己学習
- 当協会の委員会等や、当協会以外の委員会等への出席
- 研修会等の講師や、図書・雑誌・論文等の執筆

▼履修状況の確認、履修申告、e ラーニングの利用、

必要単位数免除・軽減制度の詳細等はこちら

CPD ONLINE <https://www.cpd.jicpa.or.jp/>



4. 日本公認会計士協会の部会、ネットワーク等について

- ・ 監査法人退職後の進路は様々かと思われそうですが、当協会には、下記のようなサポート体制がありますので、進路に応じてご利用ください。

➤ 組織内会計士ネットワーク

組織内会計士の方は正会員、正会員以外で組織内会計士の業務・活動に関心のある方は賛助会員として登録することができるネットワークです。

組織内会計士ネットワーク会員の方には、メルマガ配信により組織内会計士向けの研修会やイベントをご案内しております。

▼組織内会計士ネットワークの詳細はこちら

<https://jicpa.or.jp/business/paib/network.html>



「CAMP (CPA Alumni Membership Portal、キャンプ)」のご案内

会員同士の交流の場を広げるプラットフォーム「CAMP」、既に1,700人以上の方が登録されています。任意ではございますがぜひご利用ください（全ての会員・準会員の方にご利用いただけます。）。CAMP登録は下記またはQRコードからお申し込みください。

（必須項目の登録は1分程度で完了します。）。

<https://app.official-alumni.com/register/jicpa-pvc>



➤ 公認会計士社外役員ネットワーク

社外役員会計士^{※5}又は社外役員会計士であった方は正会員に登録することとなり、正会員以外で社外役員の職務に関心がある方は賛助会員として登録することができることとなっているネットワークです。

※5 会員及び準会員のうち、上場会社等社外役員会計士（上場株式会社の社外取締役及び社外監査役並びに上場投資法人の監督役員に就任している者）

公認会計士社外役員ネットワーク会員の方には、メールマガジンの配信により社外役員会計士向けの研修会やイベントをご案内しております。

▼公認会計士社外役員ネットワークの詳細はこちら

https://jicpa.or.jp/specialized_field/exclusive/introduction/



➤ **税務業務部会**

会員及び準会員のうち、税理士登録を受けた方を部会員とし、将来税理士登録を予定している方又は税務業務に関する資料若しくは情報の提供を受けようとする方は賛助部会員となることができる部会です。

税務業務部会会員の方には、税務業務に関する資料又は情報の提供や、税務に関する研修会や租税相談などのサービスの提供をしております。

▼税務業務部会の詳細はこちら

https://jicpa.or.jp/n_member/exclusive/news/2011/post_1558.html



(注) 会員マイページの ID・パスワードが必要になります。

➤ **公会計協議会（地方公共団体会計・監査部会、非営利組織会計・監査部会）**

公会計関連業務に関する研修受講機会の提供、資料提供及びメールマガジンの発行、所属する会員等に関する情報の公表等を実施しています。

公会計協議会には以下の2つの部会があり、組織内会計士や監査法人等所属等の属性にかかわらず、会員又は準会員であれば、申請により部会員又は賛助部会員とすることができます。

- ・地方公共団体会計・監査部会
- ・非営利組織会計・監査部会（医療法人、社会福祉法人の会計・監査関連）

▼公会計協議会の詳細はこちら

https://jicpa.or.jp/specialized_field/cpsa/



➤ **女性会計士活躍促進協議会**

女性会計士がその個性と能力を十分に発揮することができるよう、女性会計士の活躍促進に資する研修会の実施や、就業・復職支援等の施策を実施しております。入会等の手続きはございませんので、ご興味を持たれた方は以下のウェブサイトをご参照ください。

▼女性会計士活躍促進協議会の詳細はこちら

https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa_women/about/



5. 地域会について

- ・ 当協会の支部として、全国に 16 の地域会^{※6}があり、会員及び準会員は主たる事務所を管轄区域とする地域会に所属することとなっています。

※6 北海道会、東北会、埼玉会、千葉会、東京会、神奈川県会、東海会、北陸会、京滋会、近畿会、兵庫会、中国会、四国会、北部九州会、南九州会、沖縄会

- ・ 地域会では、その地域会に所属する会員及び準会員を主たる対象として、研修会や交流会等を行っております。

▼各地域会の活動や連絡先等の詳細についてはこちら

https://jicpa.or.jp/about/contact_address/local/



6. 公認会計士求人情報について

- ・ 日本公認会計士協会では、インターネットを利用した求人情報提供サービス「公認会計士求人情報」を運用しております。
- ・ 本サービスでは、従来の JICPA Career Navi（キャリアナビ）と同様に、求人法人からの求人情報の掲載、求職者からの応募等の就職・転職活動を行うことができます。

▼求人情報の確認や求職登録の方法等の詳細はこちら

公認会計士求人情報 <https://job-information.jicpa.or.jp/>



7. 公認会計士協同組合について

- ・ 出資金及び年会費について
 - 協同組合に加入するための出資金は 10 口 10,000 円で、年会費は無料です。なお協同組合を脱退するときには、出資金は返金されます。
- ・ 加入者特典について
 - 会計、監査、税務、経営などの専門図書は 15%割引で購入が可能です。
 - 住宅・不動産購入やリフォーム、物品購入等について、会員割引があります。
 - 優遇金利による融資斡旋や、CPA のための生命保険・損害保険も取り扱っています。

▼公認会計士協同組合の詳細はこちら

公認会計士協同組合 <http://cpacos.or.jp/>



8. 退職後の年金について

- ・ 監査法人を退職し、その後独立した場合や再就職しなかった場合には、ご自身で年金に関する手続を行っていただく必要があります。なお他の監査法人や企業等に就職した場合には、当該企業等の指示に従いお手続きください。

8－1. 国民年金について

- ・ 監査法人を退職し、その後独立した場合や再就職しなかった場合、国民年金への加入手続が必要となります。
- ・ 配偶者が厚生年金に加入しておりその被扶養者となる場合には、配偶者の勤務する事業所を通じて第3号被保険者へ、それ以外の場合には住所地の市区役所又は町村役場で第1号被保険者への加入手続を行ってください。

▼国民年金についての詳細についてはこちら

日本年金機構（国民年金）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/index.html>



8－2. 国民年金基金について

- ・ 監査法人を退職し、その後独立した場合や再就職しなかった場合、厚生年金への加入ができないため、在職し続ける場合や再就職をする場合と比べ、将来受け取る年金の額が少なくなります。その差を補うのが国民年金基金です。
- ・ ポイントは、①終身年金で、②税制上の優遇があり、③自由なプラン設計が可能という点です。
- ・ 国民年金基金には、国民年金の第1号被保険者のみが加入できます。

▼国民年金基金についての詳細はこちら

全国国民年金基金 <https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>



9. 登録抹消を考えておられる方へ

- ・ 会費が負担だと思われる方へ
 - 公認会計士としての業務を行わない場合等、一定の条件を満たす場合には会費の減免措置があり、監査法人勤務者以外の方の多くはこれに該当します。詳細は、前述の「2. 日本公認会計士協会への会費納入について」をご参照ください。
 - 企業等に転職される場合、転職時に会費補助を条件として伝えておけば企業等から払ってもらえるケースも多く、それ以外の場合でも、研修の有用性や人脈形成が会社にとっても役立つという理由から、勤務先に会費を負担してもらえるケースがあります。また会費を超える資格手当が支給される企業等もございますので、転職先の人事部等にご確認ください。
- ・ CPD 制度が負担だと思われる方へ

公認会計士としての業務を行わない場合等、一定の条件を満たす場合にはCPDの減免措置があり、監査法人勤務者以外の方の多くはこれに該当します。詳細は、前述の「3. CPD について」をご参照ください。

以 上